

(4) 食習慣の乱れ

前述の「平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の結果を分析した調査研究によると、毎日又は概ね毎日子どもに朝食を食べさせている世帯は、小学校6年生では97.6%、中学校3年生では95.1%であり、朝食欠食の子どもの学力は相対的に低くなっていることが報告されています。

なお、社会経済的背景が低い世帯においては、毎日又は概ね毎日子どもに朝食を食べさせている世帯は、小学校6年生では94.8%であり、全体に比べ2.8ポイント下回っています。※

世帯収入が低い世帯の子どもが、栄養のバランスのとれたしっかりとした食事を取れるよう、保護者を含めた食習慣の改善が必要です。

※お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

(5) いじめ、不登校、非行等

いじめや不登校、非行等の問題の背景には、学業不振、発達障害、虐待、保護者の精神疾患等、様々な要因が考えられますが、経済的困窮も要因の一つとして考えられます。

ア いじめの状況

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県の小中学校における平成26年度いじめ認知件数は、小学校1,361件、中学校614件で、平成25年度と比べ、いずれも増加傾向にあります。高等学校及び特別支援学校を含めた1,000人あたりのいじめ認知件数は10.1件で、全国の13.7件に比べ低い状況にありますが、冷やかしのからかい、軽い暴力、仲間はずれ等の軽微ないじめが多く報告されており、こうした軽微ないじめがエスカレートして深刻ないじめに繋がることから、早期発見・早期解決が重要となっています。

[表 いじめの認知件数]

	平成26年度	1,000人あたり※
群馬県小学校	1,361件	10.1件
群馬県中学校	614件	
全国小学校	122,721件	13.7件
全国中学校	52,969件	

※1,000人あたり件数は、高等学校及び特別支援学校を含めた数値
(文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

また、いじめ発見のきっかけとしては、「いじめの実態把握のためのアンケート調査」が40.7%と一番大きなきっかけとなっており、次いで「本人の訴え」22.2%、「保護者の訴え」15.7%となっています。

イ 不登校の状況

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県の小中学校における不登校児童生徒数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成26年度の不登校児童生徒数は、小学校349人、中学校1,445人でした。1,000人あたりの不登校児童生徒数は10.8人で、全国の12.1人に比べ低い状況にあります。

小学校から情緒不安等、不登校の兆候が見られることや不登校がひきこもりのきっかけになることも多いことから、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制を充実する必要があります。

[表 不登校児童生徒数]

	平成16年度	1,000人あたり	平成26年度	1,000人あたり
群馬県小学校	321人	10.7人	349人	10.8人
群馬県中学校	1,608人		1,445人	
全国小学校	23,318人	11.4人	25,866人	12.1人
全国中学校	100,040人		97,039人	

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

不登校状態となったきっかけとして考えられる状況は、全国の調査結果を見ると、「不安など情緒的混乱」29.8%、「無気力」25.9%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」14.5%等があげられています。

ウ 非行等の状況

本県の非行少年等の検挙・補導状況は、平成26年には犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）が645人、触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）が143人、ぐ犯少年（将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）が18人、不良行為少年（飲酒、喫煙、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年）が12,820人であり、ぐ犯少年以外は10年前と比べ半数以下に減少しています。

[表 県の非行少年等]

	平成16年	平成26年	増減
犯罪少年 (14歳以上20歳未満)	1,853人	645人	▲1,208人 (▲65.2%)
触法少年 (14歳未満)	350人	143人	▲207人 (▲59.1%)
ぐ犯少年	12人	18人	6人 (50%)
不良行為少年	30,948人	12,820人	▲18,128人 (▲58.6%)

(群馬県警察調べ)

県教育委員会が行っている問題行動調査によると、公立小中学校の近年の傾向としては、小学校の問題行動では、万引が最も多く、初発型非行の未然防止・早期対応の徹底をしていく必要があります。また、対教師暴力など、小学生による暴力行為が増加傾向にあることが懸念されています。

中学校では、喫煙、夜遊びが大幅に減少していますが、スマートフォンの利用などにより問題行動が広域化し、実態も多様化・複雑化している状況があります。

家庭の養育力の低下や学業不振等が子どもを非行に向かわせる大きな要因となっていることから、家庭への支援と連携を強化しながら対応していく必要があります。

エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

いじめや不登校、非行等の問題の背景としては、経済的困窮をはじめ様々な要因が考えられ、教育の視点だけでは解決方法が見いだせない状況があります。

公立小中学校においては、スクールカウンセラーを全校配置し、心理面のサポート体制の充実を図っておりますが、家庭環境等に起因する問題が多く報告されています。

スクールソーシャルワーカーのさらなる有効活用や、生活困窮者自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携が求められています。

[表 県スクールカウンセラー 平成26年度実績]

	小学校	中学校
児童生徒への面接	5,528回 (1校あたり17.3回)	8,891回 (1校あたり53.2回)
保護者からの相談	5,510回 (1校あたり17.2回)	4,529回 (1校あたり27.1回)

(県教育委員会調べ)

[表 県スクールソーシャルワーカー※ 平成26年度実績(中核市を含まない)]

	小学校	中学校
対応学校数	12校	15校
支援対象児童生徒数	15人	15人
研修・講演活動	7回	

※県が配置する5人の実績(前橋市、高崎市配置分を含まない)。

(県教育委員会調べ)